

第9条 サービス

第1項 正しいサービスとは

(1) サーバーとレシーバーがそれぞれの態勢を整えた後は、両サイドともサービスを不当に遅らせてはならない。

(2) サーバーのラケットヘッドの後方への動きの完了した時点が、サービスの始まりを不当に遅らせているかどうかの判断基準となる。（本条第2項参照）

*ただし、「何秒以内」という数字的な細かい規定はない。

* (1) は主審がコールし、(2) はサービスジャッジがコールするものとする。（追記）

（改訂点）同意同文ではあるが(1)と(2)に分割し及び追記した。

第13条 フォルト

第3項 インプレーのシャトルが

(2) ネットを通りぬけるか、ネットの下を通ったとき

(3) ネットの上を越えなかったとき

↓

(2) 両ポスト間のネットの上を越えなかったとき

（改訂点）(2) (3)を統合し(2)にした。

第16条 プレーの継続、不品行な振舞い、罰則

第7項 違反に対する処置

(1)

② 一度警告を受けた後～

一つのサイドによる二度目のフォルトは執拗な違反と見なされる。

↓

一つのサイドによる警告後の同種の違反行為によるフォルトは執拗な違反と見なされる。

（改訂点）同種であれば一度目のフォルトでもレフェリーコールし、失格の可能性もある。